

## ●父子家庭のかたが手当を受給するためには？

児童扶養手当を受給するには、申請が必要です。必要書類を添付して申請ください。既に父子家庭としての支給要件に当てはまるかたは、8月1日より前でも申請できます。

- 7月31日までに支給要件に該当しているかた  
→11月30日までに申請をすれば、**8月分**から支給されます。
  - 8月1日～11月30日の間に支給要件に該当したかた  
→11月30日までに申請をすれば、**要件に該当した日の翌月分**から支給されます。
- ※8月～11月分が支給されるのは12月です。  
○申請が11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になりますのでご注意ください。

## ●申請手続きに必要なものは？

- 請求者の印鑑
- 請求者と児童の戸籍謄本、世帯全員の住民票
- 請求者名義の預金通帳
- 請求者の年金手帳
- 支給要件によっては、他に必要となる書類があります。

詳しい手続き、ご相談は、  
健康福祉課子育て支援係  
(☎86-0212)  
にお問い合わせください。

## ②特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある児童の福祉増進のために支給されます。

## ●特別児童扶養手当を受給できるかた

20歳未満で精神または身体に障がいのある児童を養育している父母または養育者。

\*次の場合は、対象になりません。

- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合
- ・養育者の所得が一定額以上の場合など

## ●支給内容

4月、8月、11月の3期に分けて支給します。

障害等級	1級	2級
手当の月額	50,750円	33,800円

## ●所得制限限度額

扶養親族の数	本人の所得制限	配偶者・扶養義務者 (同居の直系血族および 兄弟姉妹)の所得制限
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円

\*扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。

## ●所得状況届の提出をお忘れなく

手当を受給しているかたは、毎年8月11日から9月10日までの間に、所得状況届の提出が必要になります。所得状況届の提出がないと、8月分以降の手当を受給することができません。忘れずに提出ください。

## “ひとり親家庭等医療給付制度”に『父子家庭』も対象となりました

「ひとり親家庭等医療給付制度（これまでの母子家庭等医療給付制度）」の対象者に加え『父子家庭』のお父さんとお子さんも医療費助成を受けられるよう改正になりました。

### 「ひとり親家庭等医療給付制度」の概要

#### ▼対象となるかたは？

- ・母子家庭世帯の親と18歳以下の児童
- ・父子家庭世帯の親と18歳以下の児童（7月1日から）
- ・両親のいない18歳以下の児童

#### ▼所得制限は？

- ・児童の扶養者の所得税が非課税のかた

#### ▼申請に必要なものは？

- ・保険証、印鑑

#### ▼一部負担金は？

- ・なし（保険外診療または入院時の食事代は自己負担）

#### ▼その他

親は就労などにより児童を扶養していることが要件になります。

ただし、次の特別な理由により就労困難な場合も対象となります。

- ①求職活動又は就労に向けた活動を行っている場合。
- ②職業能力の開発向上のために職業訓練校等に在籍している場合。
- ③疾病などにより長期間（概ね1カ月以上）の在宅で安静又は入院が必要な場合。
- ④親族が疾病、障がいの状態又は要介護状態にあり、そのかたの介護を行わなければならない場合。

※なお、①～④に該当する場合は、申請書の他に証明書類が必要になります。

※父子家庭のかたは初めての申請となりますので、不明な点がございましたらお問い合わせください。

また、~~身~~子親の医療証の更新手続きを行っています。手続きが済んでいないかたは7月中旬に手続きくださいますようご案内いたします。

▼申請場所 役場1階2番窓口

■問い合わせ 町民課国保医療係 (☎85-6130)